

令和 6 年度
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
施行状況評価会議（保全・流通合同会議）議事要旨

1. 日 時

令和 7 年 2 月 26 日（水）16:00～19:00

2. 場 所

オンライン会議（事務局：環境省及び株式会社プレック研究所会議室）

3. 出席者（敬称略）

（検討委員）

〈保全関係〉

石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授
中村 太士	北海道大学 名誉教授
堀 秀正	公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性委員会副委員長
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院 教授
遊川 知久	公益社団法人日本植物園協会植物多様性保全委員会 委員長
吉田 正人	筑波大学 名誉教授

〈流通関係〉

生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスロー専攻 教授（ご欠席）
石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
金子 与止男	元岩手県立大学 総合政策学部 教授
寺田 佐恵子	大阪公立大学 農学研究科 緑地環境科学専攻 助教
西野 亮子	WWF ジャパン 野生生物グループ長、TRAFFIC プログラムオフィサー
野田 英樹	帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 准教授
三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター 院長、日本獣医エキゾチック動物学会 会長

(環境省)

中澤野生生物課課長、荒牧野生生物課希少種保全推進室室長、奥田同課総括課長補佐、玉谷野生生物課希少種保全推進室総括室長補佐、福島同室室長補佐、田邊同課課長補佐、鴛海同室室長補佐、本田同室室長補佐、北橋同課専門官、城戸同課専門官、皆藤同室係長、野田同課係員

(経済産業省)

角谷一真、井出智、岡崎健一、渡辺ゆきえ

(事務局（株式会社プレック研究所）)

橋口、村田、望月、佐々木、神谷、立川

4. 議事概要

(1) 施行状況評価の進め方について

環境省から資料 1 に基づき、施行状況評価の進め方について説明（環境省荒牧）。

(2) 施行状況評価報告書（骨子案）について

環境省から資料 2 に基づき、施行状況評価報告書（骨子案）について説明（環境省荒牧・田邊）。

(3) 希少野生動植物種の保全・流通双方に係る措置について

環境省から資料 3 に基づき、希少野生動植物種の保全・流通双方に係る措置について説明（環境省荒牧）。

(4) 今後の方向性について

環境省から今後の方向性について説明（環境省奥田）。

（意見及び質問）

石井信夫委員

【生息地・生育地の保全について】

- ・ 種の保存法に基づく生息地等保護区制度は、生息・生育地の劣化や消失を防ぐために設けられたが、現在のところ指定された保護区は 10 ヶ所と少ない状況である。前回の法改正で制度が緩和されたものの、指定が進まなかった理由について反省点を記述するべきである。
- ・ 生息地の保全に関しては、自然公園法や鳥獣保護管理法に基づく特別保護区や鳥獣保護区が指定されている。OECM や自然共生サイトに言及する際には、これらの制度も含めるべきである。これらの法律や制度は希少種の保全に貢献しているため、報告書ではバランスよく簡潔に触れることが望ましい。
- ＞ ご指摘のように、国立公園などで既に多くの地域がカバーされている面がある。前回の法改正で規制が緩和された背景には、生息地等保護区は小規模な場所を対象とでき、特定第二種国内希少野生動植物種の制度と規制緩和により、二次的自然の保護を進める意図があった。法令規制が弱くても土地所有者にとって負担があるため、生息地等保護区のメリットを見出すのが難しい場合がある。そのため、手挙げ方式で保護に取り組む方々と自然共生サイトとの結びつきについて議論を進めたいと考えている。一方で、規制が必要なところでは引き続き保護区指定にも取り組んでいきたい（環境省荒牧）。

石井実委員

【種の保存法の適用除外について】

- ・ 昆虫の分類学的研究はアマチュア研究者に大きく依存しているため、地理的な変異などを考慮して、アマチュア研究者同士で標本を交換したいというケースが多々ある。適用除外の説明は、標本を博物館などに収容する場合を想定しているようだが、自由に標本のやり取りができないと昆虫の分類学の進展を妨げる可能性がある。しかし、現在の法規制を緩和すると、希少種の保護制度が損なわれる可能性があるため、標本の取り扱い及び適用除外行為の拡大についてお尋ねしたい。
- ＞ 現状、種の保存法に基づく標本の譲り渡しは、学術研究や教育目的に限定されているため、個人間での譲り渡しは困難である。標本のやり取りは学術研究において非常に重要であるため、対応策としては「許可審査の柔軟化」によって対応していくことになるだろう。「適用除外行為の拡大」で対応した場合、希少種の保護制度が損なわれる可能性があるため、一律に規制を緩和することは困難である（環境省奥田）。
- ＞ 種を新規指定する際、分類研究が遅れている種については、特定第二種国内希少野生動植物種を選択した方が良いケースが出てくるだろう。慎重な判断が必要となるが、ぜひこの機会にご検討をお願いしたい。

勢一委員

【報告書の体裁について】

- ・ 報告書の骨子案の時点で 26 ページもあり、さらに増える可能性があるため、一般人には読むのが困難だろう。法律の施行状況評価として社会の関係者に見てもらうためには、報告書本体はスリムにし、詳細な部分は参考資料として添付するなどの発信目的に合わせて工夫が必要である。この報告書の目的は、法律の 5 年見直しに向けた施行状況の調査であるため、法改正が必要かどうか、または運用改善で対応するべきかを明確にする必要がある。
- ・ 報告書の冒頭に総論的な部分を記載し、過去 5 年間の社会的な変化や背景要因を説明し、制度間の協調や連携、国と地方の多様な主体による連携を強化する方向性を示すことでより分かりやすい報告書となるだろう。個別の課題については、検討会の議論を反映し、整理していくことが求められる。
- ＞ 制度の説明を省略しているため、さらに本文が長くなることが予想されるが、本編と参考資料に分冊したり、要約紙を作成したりすることで対応したい。課題の抽出については、どの程度まで詳細に書き込めるかで、全体の方向性にも関わってくる。今回の点検では、規制を強化するよりも規制緩和側の意見を多く頂いているため、運用ベースで解決できる問題も多いと考えている（環境省荒牧）。

【流通の仕組みに関する規制について】

- ・ 流通の仕組みに関する規制が、法律に基づいて機能していたかどうかが明らかになっていないため、実際の事例数などを報告書に含めてほしい。

- 措置命令は今まですべてにおいて発動したことが無い。オンライン取引の監視において、プラットフォームや当事者は指導に従うことが多く、命令を出すケースは少ない。しかし、匿名性が高いため、指導が難しいという課題があるため、まずはこの問題を解決するための取り組みが行われている。また、罰則に関しては、参考資料４の９頁以降に記載されている取引について、公開されている情報を基に摘発事例を挙げている（環境省田邊）。
- ・ 現行の法の規律が機能しているかどうかを調査することは非常に重要である。もし機能していない場合、その原因を特定し、どのような問題が発生しているかを明らかにする必要がある。その上で、問題を解消するために運用改善で対応できるのか、あるいは法律を改正する必要があるのかを議論することが基礎となる。措置命令が出ていない理由は、事前の指導で問題が解消されているからと仰るが、指導の数が少ない場合、すべての問題をフォローできているのか疑問であるため、法律や規制の仕組みが実際に機能しているかどうかを全般的に確認することが重要である。その上で、運用改善や制度の根本的な見直しが必要であるため、まずはそのようなデータがあれば、次の議論に進みやすいだろう。
- ・ 前提として、オンラインに特化した情報のため、改めて情報を整理し、流れを検討していきたいと考えている（環境省田邊）。

【保全活動等における手続き負担等の課題について】

- 種を保護するための法規制であるものの、その法規制が障壁となって現場が困っているというのは、まさに法制度として調整を行う必要があるだろう。現場からの声が法改正のエビデンスとなる支障事例であり、これを集めて障壁を解消する必要があり、具体的には、ワンストップ化やデジタル技術を活用した情報共有、ペーパーレス化などによって、これらの支障事例に応える形での検討を行ってほしい。

中村委員

【都道府県別の希少種保護条例の策定状況について】

- ・ 希少種保護条例を制定しない都道府県であるが、地域的に偏りがあるように思える。何かしら条例が制定されない理由について、分析できるのであればした方がよい。
- ＞ 現時点でその理由を分析できていない。今後の課題として、各県がどのような制度を持っているのか、または持っていないのかについて情報収集や意見交換を丁寧に行っていきたい（環境省荒牧）。

【保護増殖計画策定後の生息・生育状況の動向について】

- 11 頁に計画策定後の生息・生育状況の動向のグラフで、「不明」という結果について、このような保護増殖事業を実施する場合には、モニタリングをしっかりと行い、傾向を把握することが非常に重要である。「不明」や「悪化」の理由および、パーセン

テージの意味やその背後にある理由を教えてください。また、保護増殖事業を実施した場合、生息地内もしくは個体数変化のモニタリングは義務付けられていないのか。

- ＞ 生息・生育状況の動向については、地方環境事務所が個別の事業を通じて収集した感覚的な情報に基づいている。管轄内の取り組みは把握しているものの、生息地が広範囲にわたるため、全体の状況を断言するのが難しい場合や、状況を説明する根拠が弱い場合が、「不明」となっている。基本的には保護増殖事業ではモニタリングを行っているが、対象種の扱いの難しさや計画の範囲が限定されているため、すべてを網羅できていない状況である（環境省荒牧）。
- ＞ 扱いの難しい生物種に対しては、モニタリング方法や評価指標を事前に決めておくことが重要である。保護増殖事業の効果を評価できないというのは芳しくないため、何か手法をご検討頂きたい。

【河川整備計画と淡水魚の保全について】

- ・ 昨年6月以降、気候変動を考慮した河川整備計画が進められており、様々な形で河川の改修が進められている。この計画では、環境保全を同時に進めるために定量的な環境目標が設定され国土交通省は、まず一級河川の109水系からこの目標を適用し、生息地と繁殖地の保全活動を進めている。淡水魚の保全が進んでいない現状を踏まえ、環境省は国土交通省の法定計画と結びつけた形で保全活動を強化して欲しい。
- ＞ 河川整備計画の話については、個別会議でも頂戴していた。追記する（環境省荒牧）。

堀委員

【流通の取引規制について】

- ・ 違法な流通や取引の規制が、希少種の保全活動を妨げないように工夫するということには賛同する。

【行き場を失った個体の引き取り先について】

- ・ 野生復帰が困難な傷病保護個体や、長期間ペットとして飼育されていた個体が行き場を失っている状況が顕在化しているため、野田委員の提案のように、引き取り手がいる場合にはその人をお願いする仕組みを作ることも一つの方法であるが、どうしてもない個体も出てくる可能性がある。そのような個体については、安楽死処分の可能性についても議論する必要があるだろう。
- ＞ 動物愛護の視点から、その個体を生かしておくことが本当に良いのかという議論もあるため、個体の状況を踏まえて安楽死処分が選択肢に入ることも考えられる。行き場のない個体の対応については、個人間の規制緩和がどこまで助けになるかは不明だが、種の保存法の観点から最適な選択を設計することが引き続きの検討課題である（環境省荒牧）。

【種の保存法と他法令の関係性について】

- ・ 認定希少動物園や植物園は、種の保存法に基づいて認定されている一方で、動物愛護管理法に基づく動物取り扱い業者として都道府県に届け出をする必要がある。動物愛護管理法の精神は動物虐待防止と動物愛護の推進であるが、動物園が常に動物虐待をしようとする動物取り扱い業者という前提で届け出制度が設けられているため、矛盾を感じることもある。そのため、他の法令との関連性や整合性も考慮する必要がある。
- ＞ 動物愛護管理法に基づく動物取り扱い業者の届け出は、動物園などが性悪説に基づいて運営されているという認識ではなく、生き物を扱う以上、動物愛護の観点が避けられないためと認識している（環境省荒牧）。

森本委員

【保護増殖事業の状況について】

- ・ 保護増殖事業の状況について書き込んでいただきたいこととして、「保護増殖事業の対象種については、個体数や生息状況の悪化理由が解明できるように確実なモニタリング手法を検討するということが重要」ということがある。

【希少な野生動植物種の保全のポイントについて】

- ・ 保全分野での議論と、流通分野での議論を、体系的に報告書にまとめる際に大切だと考えるポイントをお伝えする。希少野生動植物種の保全を考える時、まずは、1 自然界での本来の生育・生息地を保全・改善すること、が重要である。その上で、今回詳細な議論をした、2 希少種指定・流通制度見直しによる個体数減少のくい止めと、3 保護増殖活動による個体数増加、が必要である、という位置づけが大切だと思う。そうしなければ、折角、保護増殖に成功しても野生復帰ができないことになり、究極的な希少野生動植物種の保全に結び付かない。

遊川委員

【植物の保全と報告書について】

- ・ 種の保存法上の指定割合やパーセンテージよりも、絶対値が重要である。特に植物の場合、対象種が非常に多く、その中で適切に保護されているものが少ないことが大きな課題である。膨大な数の対象種をどのように保護していくかが本質的な問題であり、多くの植物が絶滅危惧種から絶滅種になるリスクを抱えている。
- ・ 現在のスターシステムのアプローチでは、植物の保全において多くの取りこぼしが発生する可能性があるため、この点について検討が必要である。
- ・ 12 項の「保護増殖事業の実施について」の最後の部分で、生殖細胞保存やその活用に向けた技術開発が記載されているが、植物の場合は種子や胞子の保存が重要である。また、全体的に現在の記述は動物に特化しているため、植物の流通問題も反映しバランスの取れた内容にすることが必要である。

- ＞ 改めて植物の技術を確認し、全体の中で植物の視点の取りこぼしがないか再度確認する。植物に関しては、母数が非常に膨大であることが大きな課題であるため、大きなポイントとしては、生育環境を守っていくという議論に集約されると考えている。別途さらに取り組むことが出来る点があれば、意見を賜れば有難い（環境省荒牧）。

吉田委員

【種の保存法と地域生物多様性増進計画の整合性について】

- ・ 抽出された課題について、保護増殖事業計画は現在、国内希少野生動植物種のうち、絶滅危惧 IA・IB 等のランクの高い種を対象としているが、今後は自然共生サイトなどで事業が行われることを考慮し、特定第二種国内希少野生動植物種に対しても同様の計画が必要ではないかという意見を申し上げた。新しくできた法律中の地域生物多様性増進計画等で対処するという考え方もあるが、それらが種の保存法の中で受け皿として存在することが重要である。
- ・ 自然共生サイトで国内希少野生動植物種に対する増進計画が立てられた場合、それを種の保存法の保護増殖計画とみなすような、みなし規定が使えるかもしれないが、実際には特定第二種国内希少野生動植物種の増進計画が多く作られると考えられる。種の保存法に受け皿となる計画がない場合、各地域が独自の計画を作成し、統一性が欠ける可能性があるため、種の保存法でも特定第二種国内希少野生動植物種を対象に出来るような計画が必要と考える。これにより、種の保存法と地域生物多様性増進計画の中で整合性を保つことが出来るだろう。
- ＞ 「回復計画」はハビタットに着目した計画へのシフトといった観点でも伺ったため、生息地・生育地の保全に書き込む形としたが、保護増殖事業計画にも何らかの記載を検討したい（環境省荒牧）。

金子委員

【象牙の全形牙登録について】

- ・ 象牙の登録本数の表について、令和 2 年から登録本数が激減しているが、放射性炭素年代測定を導入したのはいつであるのか。
- ＞ 2019 年 7 月である（環境省田邊）。
- ＞ その場合、登録手続きが面倒だと感じる人が増えた結果、登録数が減少した可能性も考えられるのではないか。
- ＞ それも一つの要因として挙げられる。放射性炭素年代測定にかかる費用は約 10 万円のため、登録機関に問い合わせた結果、登録を取りやめる人もいる（環境省田邊）。

【種の保存法の例外規定について】

- ・ 長寿命の動物、例えばヨウムのように長生きする種に対しては、様々な問題が生じているため、フレキシブルな対応が必要だと思うので、例外規定の設置を提案する。

【保全活動等における手続き負担等の課題について】

- ・ スライド2, 指摘の例にアカモズとあるが、これは何が問題であるのか。
- ＞ 保全活動において、例えば捕獲や個体を人から人へ手渡す場合には一つ一つ許可を取る必要がある。しかし、その行為自体が環境省としても推進する保全事業の一環である（環境省荒牧）。
- ＞ それは、アカモズに限らずほかの鳥についても該当するのではないか。
- ＞ 仰る通りである。ここではアカモズを例に挙げたが、支援事業の中で取り組んでいるものの中には、保護増殖事業計画がまだ立てられていないものもある。そのため、それらの種についても手続きの対象となるということである（環境省荒牧）。

寺田委員

【特定第一種国内希少野生動植物種および特定第二種国内希少野生動植物種の現行制度について】

- ・ 流通規制に関する特定第一種国内希少野生動植物種および特定第二種国内希少野生動植物種の現行制度について、保全の委員の先生方や種指定の中で特段の問題がなかったかを確認したい。
- ＞ 規制の効果については、定量的なデータを示すのは困難であるが、意見交換の場では、保全活動や環境教育を妨げずに、大量の捕獲を規制することが保全促進に有効であるという意見が出ている（環境省荒牧）。
- ・ 特定第二種国内希少野生動植物種の制度によって、手続きが簡略化されたことで、保全活動や譲渡が円滑に進んだとされているため、この制度自体に対して、種の指定や保全に関わっている方達からどのような評価・運用上の課題があったのか、というところが流通の規制を考える上で気になった。
- ・ 特定第一種国内希少野生動植物種の制度について、初めて動物が指定されたことに対する評価や意見につきましても気になったため、保全現場から流通に対して意見等があれば共有して頂きたい。
- ＞ 特定第一種国内希少野生動植物種に関しては、大きな問題点は出ておらず、現時点では特段の課題がない認識（環境省荒牧）。

【国際希少野生動植物種の保存について】

- ・ 資料3は国内希少種に焦点を当てているが、資料2でも述べられているように、保全活動における手続き負担や終生飼養の問題は国際希少種のペットにも共通する課題である。国際希少種は国内に生息していないものの、流通規制をもってして保全に資することを目指すため、象牙の登録に関する話や、過度の規制が本来の目的を損なうという指摘についても十分に検討する必要がある。
- ＞ 国際種に関しては規制前のものであれば登録制度があり、その制度に基づいて譲り渡しが可能である。しかし、国内種と国際種を分けて考えるのではなく、国内種と国際種

の制度をもう少し連動させて、種の保存法全体の譲り渡しの仕組みを整理する必要があるという指摘と認識している。国際種に関する部分をもう少し整理して考えたい（環境省田邊）。

- ＞ 国際種の譲渡手続きは非常に複雑で、登録、協議、届け出など多くのステップが必要である。また、ワシントン条約で摘発物を引き取り、所持している場合、その物を商業目的で展示することに関する具体的な規制は種の保存法にないため、どの法律で規制すべきか、という疑問もある。国内種のみならず国際種どちらも手続きが複雑であり、これらの改善を検討していく必要がある。

西野委員

【報告書のまとめ方と象牙の規制管理について】

- ・ 全体として課題が整理されている点は良いが、次のあり方検討会で改正すべきポイントや運用の検討がどのように抽出されるのかが明確になると良い。流通に関する会議では、（特に生体を取り扱う）事業者の管理について意見が出されていたが、今後どのように検討されるのかが不明確である。
- ＞ 今後の流れとして、短期的に措置すべきことと中長期的な課題を分類し、あり方検討会の流れを作るために報告書を仕上げたいと考えている。また、解決策として事業者の認定が妥当か、現行の個体等登録制度の運用改善を行うかを検討している。短期的には運用改善を試み、改善されない場合は新たな制度を検討する段階的なアプローチが必要である。あり方検討の段階で事業者の規定が選択肢として出てくると認識しているが、現時点では報告書に含まれていない（環境省田邊）。
- ・ 象牙の規制管理について、前回の改正で大きく変わった点について、現在の検討評価会議ではその点が取り上げられていないように感じるため今後のまとめ方についてももう少し知りたい。
- ＞ 現在官民協議会や他の会合で関係者との対話が行われており、あり方検討会で必ずしも話すかどうかは未定である。COP20なども踏まえて最終的に決まるため、現段階で報告できる内容は限られている（環境省田邊）。
- ＞ 19 頁に象牙の取引規制について記述があるが、これらの現状を受けて今後の方向性が示されていればよいと思った。
- ＞ 現段階では具体的な課題の特定には、常設委員会やイギリスの情報を踏まえ、さらなる分析が必要である。情報が徐々に公開され、世界的な情勢が明らかになってきたため、現時点では限られた内容しか報告できないが、引き続きあり方検討や官民協議会、COP20 を踏まえて方向性を示していきたい（環境省田邊）。
- ＞ 分析をさらに進める必要があることは理解した。日本の課題として流出が指摘されているため、国内の違法事例だけでなく、ETIS の詳細な国際事例データも活用して頂きたい。

野田委員

【ゼニタナゴの特定第一種国内希少野生動植物種への指定について】

- ・ ゼニタナゴが特定第一種国内希少野生動植物種に動物として初めて指定されたことについて、特定第一種国内希少野生動植物種に指定されると捕獲が厳しく禁止される。例えば、子供たちが川で魚を捕る際に誤って捕獲してしまうと違法になる可能性があるが、このような枠組みにしたことに対して、何か議論はあったか。
- ＞ 混獲については基本的に規制の対象外とされている。生息域内の状況が悪いため、まずは捕獲を規制し、一方で、累代飼育が可能な状況にあるため、流通まで規制するのは過剰であると判断された（環境省荒牧）。
- ・ これまでに植物しか特定第一種国内希少野生動植物種に指定されてこなかった理由として、累代飼育が何世代も続いた場合、繁殖の際に外部から新しい遺伝子を導入する必要があるとの理由だったが、タナゴについてはそれらの問題は無いという認識でいいか。
- ＞ 可能性はゼロでは無いが、飼育個体間の交流によって、累代飼育の弊害については対応可能であることを確認した上での判断である（環境省荒牧）。

【国際希少野生動植物種の取引状況について】

- ・ マダガスカルホシガメをはじめ、参考資料4の13項によれば、CITES登録繁殖施設ができる前は密輸が多かったが、合法的な流通が始まると密輸が減少するという傾向がある。そのため、今後は合法的な流通にシフトし、国内で繁殖させて流通させることで、輸入に頼らず国内需要を満たすことができると考えている。
- ＞ CITES登録繁殖数が増えたことで密輸は減少しているものの、依然として存在する。輸入が可能であるにもかかわらず密輸が発生している状況の評価は難しく、直近の数年間でのどの程度改善されたかを評価するための方針を定める必要があるため、野田委員には然るべきタイミングでヒアリングを行いたい（環境省田邊）。

【やむを得ない事情で飼育を継続できなくなった個体について】

- ・ やむを得ない事情で飼育を継続できなくなった場合、販売目的の広告や取引は禁止されるが、知り合いへの譲渡のみを可能とする登録制度を設ければ、登録が進み、国内の飼育数の把握にも繋がると考えている。これにより、個体にとっても適切な飼育が可能になるため、ぜひ検討してほしい。
- ＞ 無償譲渡の登録制度は現行の監視体制では難しいため、許可制度の柔軟化を図りつつ、譲渡希望の個体数を把握し、法に定める仕組みや枠組みを整える必要がある。これには中長期的な時間がかかるかもしれないが、引き続き検討していきたい（環境省田邊）。

(5) その他

環境省から報告書の進め方の説明等。

以上